

議案第 25 号

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例（平成 12 年墨田区条例第 43 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 8 条第 16 項」を「第 8 条第 17 項」に改める。

第 8 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の一部改正により、引用条文に移動があること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。